

別表第1 全体工程表（案）

月 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
該当年度	平成25年度					平成26年度												平成27年度		
該当月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
居住者及び周辺住民工事説明	■									■										
実施設計（建築）	■																			
実施設計（設備）	■																			
各種手続き	■																			
設備設計図書引き渡し				◆																
耐震改修工事施工										■										
エレベータ棟増築工事施工										■										
スロープ・落下防止庇工事施工															■					
自転車置場解体・改築										■										■
消防活動空地設置施工																		■		
（別途工事）																				
電気設備工事施工										■										
機械設備工事施工										■										

別表第2 リスク分担表

○: リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△: リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい又は限定的に負担を負う。

空欄: リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負わない。

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		備考
					本市	請負者	
共通	入札手続リスク		1	入札用資料の誤記	○		
			2	本市の帰責事由により落札者と契約が締結できない場合	○		
			3	落札者の帰責事由により本市と契約が締結できない場合		○	
	制度関連リスク	法令変更リスク	4	本業務に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		
			5	本業務のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	○		契約前に確認できるものは請負者リスク
		6	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		契約前に確認できるものは請負者リスク	
		許認可の取得	7	工事の実施にあたって、請負者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	設計にかかる認定、判定、通知、計画通知の取得等も含む。
	社会リスク	住民等の要望活動	8	本市の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○		
			9	請負者が行う業務全般に関する地域住民等の要望活動、訴訟等に起因する費用の増加等	○	△	
		環境の保全	10	請負者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
		第三者賠償	11	請負者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(請負者の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等)によって第三者に損害を与えた場合を含む)		○	
	経済リスク	物価の変動	12	設計・工事段階の物価変動	△	○	
	債務不履行リスク	本業務の中止・延期	13	本市の指示、市議会の不承認等による本業務の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。
			14	上記以外の事由による本業務の中止・延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成員に関するリスク	15	請負者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、本業務の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
不可抗力リスク		16	暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による施設の損害。但し、自然災害に関しては、計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	修復を行う場合、修復費用につき請負者が一部を負担する。本業務の変更や中止に伴い請負者に発生した費用については本市が負担する。	
設計・工事段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	17	本市が提示した耐震診断調査において、合理的に判断して不備があったと認められる場合	○		
			18	本市が提示した現況図等が施設の現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	請負者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	本市が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○		
			21	請負者が実施した設計に不備があった場合		○	引渡し完了後の設備設計図書も対象とする。
		設計変更リスク	22	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	請負者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
		別途工事の設計変更リスク	24	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる本工事の変更に伴う別途工事の変更に伴う工事費用等の増加	○		
			25	請負者の事由によって設計変更したことによる別途工事の変更に伴う工事費用等の増加		○	
	工事リスク	工事完了の遅延	26	本市の指示、変更等、本市の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	請負者の帰責事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
			28	不可抗力により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
		工事費増減	29	本市の指示、変更等、本市の帰責事由による工事費の増加	○		
			30	請負者の帰責事由による工事費の増加		○	
			31	工事中に発見された隠蔽部分の補修による工事費の増加	○		
32			不可抗力による工事費の増加	○			
33			請負者が実施設計の完了前に本工事の施工に着手したことによる工事費の増加		○		
騒音・振動の発生		34	請負者が工事を実施する際に生じた騒音・振動によって本施設内で実施する業務等に影響を与えた場合		○		
発注仕様書未達		35	本施設の完工検査等において、発注仕様書未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○		

別表第3 関係法令一覧 (最新のものとする)

1 建設関連法令

(1) 基本法

- 建築士法
- 建設業法
- 都市計画法
- 建築基準法
- 消防法
- 駐車場法
- 屋外広告物法
- 景観法

(2) 京都市関連

- 京都市建築基準条例
- 京都市火災予防条例
- 京都市市街地景観整備条例
- 京都市駐車場条例
- 京都市屋外広告物等に関する条例
- 京都市眺望景観創生条例
- 京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例

2 その他建設関係法令

(1) 基本法

- 電波法
- 水道法
- 下水道法
- 電気事業法
- ガス事業法
- 道路法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 大気汚染防止法
- 電気設備技術基準
- 有線電気通信法
- 電気通信事業法
- 土壌汚染対策法

(2) 京都府関連

- 京都府環境を守り育てる条例

3 福祉関係法令

(1) 基本法

- バリアフリー新法(高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

(2) 京都市関連

- 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- 京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例

4 環境・衛生関連法令

(1) 基本法

- 環境基本法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 石綿障害予防規則

(2) 京都市関連

- 京都市環境基本条例
- 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- 京都市環境保全基準
- 京都市地球温暖化対策条例

5 省エネ・省資源関係法令

- 省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)
- ラージリサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)
- 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)
- 京都市地球温暖化対策条例

6 その他

- 京都市公共建築デザイン指針
- 京都市公共建築物低炭素仕様
- 京都市計画段階環境影響評価
- 京都市雨水流出抑制対策実施要綱(京都市水共生プラン)
- 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例
- 京都府地球温暖化対策条例
- 京都市自転車等放置防止条例
- その他関係法令

別表第4 適用基準図書（建築）

(1) 建築		
ア 設計指針に関するもの		
	(ア) 耐震計画指針	京都市都市計画局公共建築部
	(イ) 建築設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
	(ウ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	(一社)公共建築協会
イ 各部設計の指針に関するもの		
	(ア) 建築構造設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
	(イ) 身体障害者の利用を考慮した設計資料集成	
	(ウ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
ウ 設計図書の一部として作成されているもの		
	(ア) 公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編	(一財)建築保全センター
	(イ) 公共建築工事標準仕様書/建築工事編	(一社)公共建築協会
	(ウ) 擁壁設計標準図	(一社)公共建築協会
	(エ) 敷地調査共通仕様書	(一社)公共建築協会
	(オ) 建築工事標準詳細図	(一社)公共建築協会
エ 建築積算に関するもの		
	(ア) 標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
	(イ) 公共建築工事積算基準	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/建築工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(エ) 建築数量積算基準・同解説	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(オ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(カ) 建築工事見積標準書式集/建築工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(キ) 建設工事標準歩掛	建設物価調査会
	(ク) 工事歩掛要覧	(一財)経済調査会
	(ケ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム	(一財)建築コスト管理システム研究所
オ その他		
	(ア) 確認申請事前調査報告書	京都市都市計画局建築指導部
	(イ) 京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。なお、ウ(ア)、(イ)については、平成22年版を使用すること。

別表第5 適用基準図書（設備）

(1) 設 備		
ア 設計指針に関するもの		
	(ア) 建築設備計画基準	(一社)公共建築協会
	(イ) 建築設備設計基準	(一社)公共建築協会
	(ウ) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説	(一社)公共建築協会
	(エ) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	(一社)公共建築協会
	(オ) 建築設備耐震設計・施工指針	(一財)日本建築センター
	(カ) 建築設備設計・施工上の運用指針	(一財)日本建築設備・昇降機センター
	(キ) 建築物の省エネルギー基準と計算の手引	(一財)建築環境 省エネルギー機構
	(ク) 防災設備に関する指針	(一社)日本電設工業協会
	(ケ) 昇降機技術基準の解説	(一財)日本建築設備・昇降機センター
	(コ) 給排水設備技術基準・同解説	(一財)日本建築センター
	(サ) 換気・空調設備技術基準・同解説	(一財)日本建築設備・昇降機センター
	(シ) ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
	(ス) 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
	(セ) 浄化槽の構造基準・同解説	(一財)日本建築センター
イ 設計図書作成に関するもの		
	(ア) 建築設備設計計算書作成の手引	(一社)公共建築協会
ウ 設計図書の一部として作成されているもの		
	(ア) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一財)建築保全センター
	(イ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一社)公共建築協会
	(ウ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(一社)公共建築協会
	(エ) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一財)建築保全センター
	(オ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一社)公共建築協会
	(カ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(一社)公共建築協会
エ 積算に関するもの		
	(ア) 標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
	(イ) 公共建築工事積算基準	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(ウ) 公共建築工事積算基準の解説/設備工事編	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(エ) 建築設備数量積算基準・同解説	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(オ) 営繕積算システム RIBC 内訳書作成システム	(一財)建築コスト管理システム研究所
	(カ) 建築工事内訳書作成要領/建築工事編・設備工事	(一財)建築コスト管理システム研究所
オ その他		
	(ア) 京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。なお、ウについては、平成22年版を使用すること。

別表第6（契約締結後提出書類）

	名称	提出部数		備考
		原紙	複写	
1	現場代理人等通知書	2		契約課に提出
2	経歴書	2		現場代理人, 管理技術者, 設計担当者, 監理技術者, 施工担当者
3	資格者証の写し	2		管理技術者, 設計担当者, 監理技術者, 施工担当者
4	下請契約等の通知書・変更通知	2		契約課に提出 追加及び変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
5	組織表・緊急連絡表	1		設計業務着手時, 施工業務着工時等, 追加及び変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること
6	予定工程表（全体）	1		設計業務着手から完成までの全体予定工程表
7	請負代金内訳書	1		技術提案内容を反映したもの
8	その他設計監督職員が指示するもの	必要部数		

別表第7 (設計業務内容)

業務内容		建築	設備	業務概要	
敷地測量及び調査等		○		現況敷地, 既存建築物の平面・高低, 面積の調査, 測量	
		○		真北測量	
		○	○	耐震改修計画に当たっての詳細調査(給水・排水の埋設配管の現況調査を含む。)	
耐震改修計画の作成		○		提案した認定工法による耐震改修計画の策定	
			○	上記耐震改修計画に基づく設備配管の切回し箇所の抽出	
基本設計図書の点検		○	○	現地の詳細調査(既存設備含む), 関係法規の確認, 利用条件の把握	
		○		配置計画・意匠計画・構造計画等の点検	
			○	設備方式・使用機材・配置計画等の点検	
実施設計・検討・調整		○	○	耐震改修計画に基づく詳細協議	
		○	○	基本設計図書の点検・提案に伴う詳細協議	
		○	○	工法, 仮設計画, 工程, 設備システム, 機材配置の検討他	
		○	○	他工事との調整(工事区分, 設備機器の納まりの調整)	
実施設計	設計図の作成	○		意匠	特記仕様書, 工事区分表, 機材指定一覧表, 付近見取図, 配置図, 平面図, 断面図, 仕上表, 面積表, 屋外図 他
				構造	矩計図, 断面詳細図, 平面・部分詳細図, 展開図, 伏図, 建具表 他
					構造計算書(2次設計を含む計算書及び技術資料収集)
					伏図, 軸組図, 断面詳細図, 架構図 他
		○	○	屋外付帯	配置図・平面図・立面図・断面図・仕上 他
		○		電気設備	特記仕様書, 標準仕様書, 配置図, 系統図, 平面図, 詳細図, 機器姿図, 機器仕様, 盤結線図, 単線結線図 他
	機械設備			特記仕様書, 標準仕様書, 配置図, 系統図, 平面図, 詳細図 他	
	積算資料の作成	○	○	数量積算書, 集計表, 見積価格一覧表, 内訳書, 拾い図	
	庁内・地元説明等	○	○	着色立面図, イメージパース, 説明パネル等の必要資料作成他	
	計画通知等の申請	○	○	計画通知, 許認可等(*)申請の資料作成及び申請	
○		○	計画通知, 許認可等(*)申請の関係官公署等との事前協議(許認可等(*)を所管する処分庁が要求する資料の作成を含む。)		
○			日影図(等時間・時刻歴日影図, 平均地盤算定書等)の作成		
計算書の作成		○	各種機材の容量算出 他		
実施設計説明書の作成	○	○	調査・協議・検討・配置計画等のまとめ(設計方針)		
	○	○	計画概要書・計画書・設計書の作成 等		

※設計図書の作成基準については、「設計業務委託要領」による。

※区分は参考とする。

(*) 建築基準法第56条の2第1項ただし書きに基づく許可及び第86条の2第1項の規定に基づく認定, 景観法第16条第1項の規定に基づく届出, 京都市中高層建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第3章の規定に基づく手続, 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第3条の規定に基づく協議, 開発行為非該当確認, その他関係法令の調査及び関係官公署との協議において手続が必要と認められたもの

別表第8 工事区分表

耐震改修工事

各工事共 ●印を適用する。

No.	工事項目	建築	電気	機械	備考
1	耐震補強	●			
2	既設雨水配管の切回し	●			
3	既設配管配線の切回し		●		
4	既設給排水ガス管の切回し			●	
5	耐震補強梁(RC)・壁(RC)のスリーブ入れ		●		電気配管用
6	耐震補強梁(RC)・壁(RC)のスリーブ入れ			●	給排水ガス管用
7	5,6の貫通補強	●			
8	5の穴埋め		●		電気配管用スリーブ
9	6の穴埋め			●	給排水ガス管用スリーブ
10	5,6の補修,仕上げ	●			
11	耐震補強梁(S)の穴あけ	●			電気配管用,給排水ガス管用
12	同上の貫通補強	●			
13	耐震補強壁(ALC)の穴あけ	●			電気配管用,給排水ガス管用
14	13の穴埋め		●	●	
15	13の補修,仕上げ	●			

エレベーター棟増築その他工事

No.	工事項目	建築	電気	機械	備考
1	エレベーター棟増築	●			
2	自転車置場(撤去・新設)	●			
3	スロープ,舗装,落下防止庇,消防活動空地	●			
4	3の雨水排水	●			
5	既設雨水排水管切回し	●			
6	団地内通路改修	●			
7	電灯,火災報知器その他必要な電気設備一式		●		
8	昇降機設備(エレベーター)		●		
9	既設配管配線の切回し		●		
10	団地内通路の電柱移設		●		
11	既設配管の切回し			●	
12	給水,排水,ガスその他必要な設備一式			●	
13	梁(RC)の貫通スリーブ	●			
14	梁(S)の穴あけ(鉄骨部分)	●			
15	床(RC)の貫通スリーブ,箱入れ		●		電気配管用
16	15の貫通補強	●			電気配管用スリーブ
17	15の貫通穴埋め		●		
18	15の補修,仕上げ	●			
19	軽量間仕切壁の貫通部穴あけ,補強	●			
20	床・壁・天井の点検口	●			
21	雨水排水の縦管	●			

22	21 の GL より第一会所までの仕上げ工事	●			
23	化粧マンホール，化粧会所蓋の仕上げ工事	●			
24	雨水排水溝，蓋	●			
25	雨水排水会所，蓋	●			
26	24, 25 の排水管接続	●			
27	昇降路壁の穴あけ，箱入れ	●	●		埋戻しは電気工事
28	マシンビームの受け梁及びスペーサーの設置	●			
29	三方枠の取付，埋戻し	●	●		モルタル充填は建築工事
30	昇降路ピットの防水	●			
31	EV 用遠隔監視盤				別途：EV 保守管理会社工事
32	昇降路内足場		●		

共通

各工事共 ●印を適用する。

No.	工事項目	建築	電気	機械	備考
1	仮囲い	●			
2	ガードマンの配置	●			

別表第9（設計業務提出書類）

名称		提出部数		備考
		原紙	複写	
契約締結後				
1	実施工程表（設計業務）	1	3	計画通知等の各種申請手続期間を明記
2	管理技術者等届	1	2	
3	経歴書	1	2	管理技術者，設計担当者
4	資格者証の写し	1	2	管理技術者，設計担当者
5	事務所概要	1	2	協力事務所がある場合
6	その他監督職員が指示するもの	必要部数		
設計業務完了時（建築工事，電気設備工事・機械設備工事について各々提出する）				
1	設計業務完了届	1		
2	成果物納入届	1		
3	成果物	別表第10， 11参照		
4	請負代金内訳書	1		監督職員の承諾をうけること。
5	その他監督職員の指示するもの	必要部数		

別表第 10 設計業務成果物（建築）

該当	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
実施設計				
○	法令調査報告書	1	—	データ共
○	敷地調査報告書	1	—	現況図，現況写真，データ共 レベル測量を含む
○	意匠図	1	4	CADデータ(オリジナル及び jw(sxf) 形式)共 補足 1 参照
○	構造図	1	4	CADデータ(オリジナル及び jw(sxf) 形式)共 補足 1 参照
○	構造計算書	1	1	データ共
○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・ 代価表）	1	1	データ共 補足 2 参照
○	参考見積書（機材メーカー）	2	—	補足 3 参照
○	参考見積比較表	1	1	データ共
○	打合せ記録（関係官公署 他）	—	1	
○	打合せ記録（設計監督職員）	—	1	
○	各種技術資料・検討記録	1	1	
—	企画検討協議報告書	—	—	
○	実施設計説明書	1	3	設備の説明書と合冊
○	計画通知に係る図書	1	必要 部数	データ共
○	許認可等の申請等に係る図書	各 1	必要 部数	データ共
○	計画通知，許認可等の申請に係る事前 協議書	各 1	1	データ共
—	省エネルギー関係計算書	—	—	
○	日影図等	必要数		
○	敷地測量図及び報告書	1	1	データ共，京都市仕様による。
その他				
—	透視図及びカラーコピー（ラミネート加工）	—	—	外観（指定箇所 A2 版）
—	模型及びカラー写真	—	—	キャビネ版，初 [※] （4" x5"）共
—	地盤調査報告書	—	—	京都市仕様による。

※ 備考欄にデータの特記のあるものは，データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は，設計図（意匠図及び構造図）を除き，原則として A 4 版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出するものとする。

補足 1： 原紙は A 1 サイズとする。また，複写 4 部は A 2 ニツ折 A 3 版製本 1 部及び A 3 ニツ折 A 4 版製本 3 部とする。

補足 2： 内訳書・代価表は，営繕積算システム RIBC（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）またはマイクロソフト(株)Excel(2003 で読み込めるもの)によって入力した CD-R 等の電子媒体を提出する。RIBC による入力の場合は，RIBC プログラム

を受注者が準備する。京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。

数量積算書・集計書は、マイクロソフト(株)Excel(2003で読み込めるもの)により作成し、図面等を用い判りやすく作成すること。

補足3： 参考見積書は原則として原紙を2部提出するものとするが、設計監督職員との協議により2のうち1部は原紙の複写として提出できるものとする。宛先は京都市長とする。

別表第 1 1 設計業務成果物（設備）

該当	名 称	提出部数		備 考
		原 紙	複 写	
実施設計				
○	設計図	2	—	CADデータ(オリジナル及び jw(sxf)形式)共 補足 1 参照
○	数量調書(拾い書・集計書・内訳書・代価表)	1	—	営繕積算システム RIBC, Excel 等データ共 補足 2 参照 数量の集計は, 国庫補助金の区分により拾い分けを指示する場合は, これによる。
○	参考見積書(機材メーカー)	2	—	補足 3 参照
○	参考見積書比較表	1	—	Excel 等データ共
○	計算書	1	—	Excel 等データ共
○	実施設計説明書	1	3	建築の説明書と合冊
○	打合せ記録(設計監督職員・関係官公署・企業者他)	1	—	データ共
○	各種技術資料・検討記録	1	—	データ共
○	計画通知等の作成(設備関係)	—	1	申請書を除く
○	計画通知関連の事前協議書	—	1	申請書を除く
○	計画通知関連の設置予定書	—	1	申請書を除く
○	各種申請書(設備関連)	1	必要部数	
○	申請関連の事前協議書	—	1	
—	省エネルギー関係計算書	—	—	
○	設備概要書	1	—	

※ 備考欄にデータの特記のあるものは, データ及び紙の出力の両方を提出する。

※ すべての成果物は, 設計図(意匠図及び構造図)を除き, 原則として A 4 版のファイル(表紙と背表紙にタイトル付)にて提出するものとする。

補足 1: 原紙は A 1 サイズとし, 2 部とは電気設備原図 1 部と機械設備原図 1 部を示す。

補足 2: 内訳書・代価表は, 営繕積算システム RIBC(国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦)によって入力した CD-R 等の電子媒体を提出する。RIBC プログラムは受注者が準備し, 京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。

数量積算書・集計書は, マイクロソフト(株)Excel(2003 で読み込めるもの)により作成し, 図面等を用い判りやすく作成すること。

補足 3: 参考見積書は原則として原紙を 2 部提出するものとするが, 設計監督職員との協議により 2 部のうち 1 部は原紙の複写として提出できるものとする。

別表第12 (施工業務提出書類)

名称	提出部数			備考	
	原紙	複写	電子		
着工時					
1	着工届	1			
2	現場代理人等通知書・変更届	1		行財政局財務部契約課に提出, 監理技術者を追記したもの	
3	施工担当者届	1			
4	経歴書	1		現場代理人, 監理技術者, 施工担当者	
5	資格者証の写し	1		監理技術者, 施工担当者	
6	労災保険成立証明書または労災保険加入証明書	1			
7	実施工程表 (施工業務)	1			
8	対価内訳書	1		別表第8の対価内訳書と同じもの	
9	再生資源利用計画書, 再生資源利用促進計画書	1			
10	工事請負契約に係る産業廃棄物処理票	1			
11	法第13条及び省令第4条に基づく届出	1		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	
12	登録内容確認書 (受注)	1		工事实績情報サービス入力システムによる 変更が生じた場合は遅滞無く再提出すること	
13	建設業退職金共済制度掛金収納書等	1			
14	工事保険加入証明書	1		賠償責任保険含む	
15	電気保安技術者届	1			
16	その他監督職員の指示するもの	必要部数			
施工中 (計画, 協議に係るものは施工に先立ち提出すること)					
1	予定工程表	1		週間, 月間等	
2	総合施工計画書・各種施工計画書	1			
3	各技術検討資料	1			
4	施工図	1			
5	施工計画書 (産業廃棄物処理)	1		産業廃棄物処理に係る契約書 (写), 許可書 (写) を含む	
6	施工体制台帳		1	遅滞無く提出する。追加・変更が生じた場合も同様とする	
7	検査要領書	1			
8	関係官公署等届出書	必要部数			完成後に提出する完成図書の一部とする
9	協議記録	1			
10	登録内容確認書 (変更時)	1			
11	実施工程表	1		週間, 月間等	
12	工事日報	1		作業人数・作業内容・搬入機材等 完成後に提出する完成図書の一部とするためファイル等に綴じること	

13	工事月報	1			定点写真（全景）を含む
14	工事写真	1			
15	廃棄物処理実績報告書	1			
16	周辺環境測定記録	1			
17	その他監督職員の指示するもの	必要部数			
完成時					
1	完成通知書	2			
2	完成図	1			原図
3	完成図（A 1 版二つ折製本）	3			
4	完成図（A 3 縮小版二つ折製本）	2			
5	完成図面 CAD データ			1	
6	完成図書（工事担当課用）	1			A 4 一式製本 2 部，ファイル可
	完成図書等引渡しリスト兼受領書	1			
	完成図（A 1 → A 4 版折）	1			
	社内検査報告書	1			
	産業廃棄物管理票[紙マニフェスト A, B 2, D, E 票写し]または受渡確認票（電子マニフェスト）	1			
	産業廃棄物処分業許可証[写し]	1			
	産業廃棄物収集運搬業許可証[写し]	1			
	産業廃棄物処理委託契約書[写し]	1			
	再生資源利用実施書，再生資源利用促進実施書	1			
	登録内容確認書（竣工）	1			
	工事写真	1			
	打ち合わせ記録	1			
	工事日報	1			
	関係官公署等届出書			1	写し
7	完成図書（施設管理者用）	1			A 4 一式製本 2 部，ファイル可
	保証書	1			
	社内検査報告書	1			
	関係官公署等届出書	1			副本
8	建物引渡書	1			
9	完成写真	2		2	撮影業者は、建築完成写真撮影の実績がある者で、施工監督職員が承諾する者とする
	施設台帳	1		1	
11	その他監督職員の指示するもの	必要部数			

※提出部数欄の「電子」は電子納品の対象物であることを示す。